

「PayCAS DX Store」利用規約(加盟店)

本規約は、SB C&S 株式会社(以下、「当社」という)が提供するサービス「PayCAS DX Store」を、C&S 決済サービスの加盟店向けに提供するための条件を定めるものです。「PayCAS DX Store」の利用にあたっては、本規約の内容を理解し、これに同意いただく必要があります。

(定義)

第1条

- (1) 「本サービス」とは、「PayCAS DX Store」をいいます。なお、本サービスは、C&S 決済サービスを締結した加盟店向けに、当社が契約しているサービス事業者により開発された Android OS ベースアプリケーション(以下、「アプリ」という)を提供するサービスです。
- (2) 「個別サービス」とは、本サービスを通じてサービス事業者から加盟店に提供されるアプリやその他のサービスをいいます。
- (3) 「サービス事業者」とは、アプリを開発し、本サービスを通じて個別サービスを加盟店に対して提供する者をいいます。
- (4) 「加盟店」とは、サービス事業者との個別サービス契約により個別サービスによる便益を提供される者をいいます。なお、加盟店は、原則として当社との間で別途 C&S 決済サービスの利用に関する契約を締結している者に限られます。
- (5) 「本サービス契約」とは、契約の名称又は呼称を問わず、加盟店が本サービスの提供を受けるにあたって、加盟店と当社との間で締結する本サービスの提供に関する契約のことをいいます。
- (6) 「個別サービス契約」とは、契約の名称又は呼称を問わず、加盟店が個別サービスの提供を受けるにあたって、サービス提供者の定める利用条件に同意し、サービス提供者と加盟店との間で締結する契約のことをいいます。
- (7) 「顧客」とは、加盟店のサービスを利用する自然人、法人のことをいいます。

(サービス条件)

第2条

1. 当社は、加盟店に対し、本サービスを使用するために必要となるアカウント(ID、パスワード等を含む)を発行します。加盟店は、アカウントを機密として保持するための必要かつ合理的な措置を講じなければなりません。加盟店のアカウントの漏洩、盗難およびこれを用いた本サービスの使用並びにそれらの結果の一切について、加盟店は単独で責任を負います。
2. 当社は、必要に応じ、加盟店の保有する決済端末 PayCAS Mobile(以下、「端末」という)に対して、個別サービスのアプリのインストール又は有効化等の操作を行います。その際、加盟店は一時的に本サービスを利用できなくなる時間帯が発生します。
3. 本サービスでは、当社が加盟店にアプリの一覧、カタログを用意し提供を行います。当社は予告なしに本サービスの全部又は一部について提供停止、又はサービスの内容を追加、変更、削除することがあります。
4. 加盟店は、個別サービスの利用を希望する場合、当社所定の方法で、当社に対しその旨を通知するものとします。当社は、個別サービス契約のため、加盟店の連絡先等の情報をサービス事業者へ通知します。その後、加盟店がサービス事業者との間で個別サービス契約の締結が完了したことを当社が確認したことをもって、加盟店は個別サービスを利用可能となります。

(試用期間)

第3条

1. 本サービスの提供するアプリには無償の試用期間を設けている場合があります。この場合、加盟店が試用期間中にアプリの利用を停止、解約する申請をしないときは、サービス事業者の指定する利用料が発生することを承諾するものとします。
2. 利用料が発生しないようにするためには、当社所定の方法により、試用期間終了の 5 日前までに利用停止の申請をする必要があります。

(サービス利用料)

第4条

1. 加盟店が有償の個別サービスを利用する場合、本サービス又は個別サービス上で掲載する利用料が発生します。かかる個別サービスの利用料は、サービス事業者より加盟店に対し請求がなされます。
2. サービス事業者は、個別サービスの利用料にかかる債権について SB ペイメントサービス株式会社(以下「SBPS」という)に譲渡できるものとし、加盟店は当該債権譲渡につきあらかじめ承諾するものとします。なお、当該債権譲渡は、サービス事業者が加盟店に対する個別サービスの利用料にかかる債権を取得した時点で、その都度実行されるものとし、個別の債権譲渡通知は実施しないものとします。
3. 加盟店により支払われたサービス利用料は、別途当社又はサービス事業者が認めた場合を除き、いかなる理由においても返還しません。

(権利の帰属)

第5条

本サービスに関する知的財産権は、全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属します。本規約に基づく本サービスの使用許諾は、本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の移転を意味するものではありません。

(禁止行為)

第6条

1. 加盟店は、本サービスの利用にあたり、以下の各号の行為をしてはなりません。加盟店は、以下の各号の行為が行われている又は行われるおそれがある場合、直ちに当社にその旨を通知の上、当社の指示に従うものとします。
 - (1) 虚偽又は不正確な情報を用いて本サービス契約を締結し又は本サービスを使用すること
 - (2) 日本国外において本サービスを使用すること
 - (3) 当社及びサービス事業者のブランドイメージを損なう行為又はそのおそれある行為をすること
 - (4) 当社の承諾なく当社、サービス事業者、本サービス及び個別サービス等に係る商標の使用を行うこと
 - (5) 本サービス又は個別サービスの内容等について虚偽又は誇大な広告又は表示、又は顧客に誤解を与えるようなあいまいな表現をすること
 - (6) 本サービスを複製、翻案、改変し、又は他のサービス

若しくはソフトウェアと組み合わせて使用すること

- (7) リバースエンジニアリング、逆アセンブリ、逆コンパイル等の解析・分析行為
- (8) 本サービス契約に違反する行為
- (9) その他、当社が不適切であると判断する行為

2. 加盟店に前項に違反する事実があること、又はそのおそれがあることが発覚した場合は、当社は、いつでも加盟店に報告を求めることができ、加盟店は当社に報告をしなければなりません。またこの場合、当社は、加盟店に生じる損害を賠償することなく、加盟店による本サービスの使用を停止又は中断することができるものとします。

(委託)

第7条

当社は、本サービスに関する業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

(直接取引の禁止)

第8条

加盟店は、個別サービスについて第2条第4項の手続きによらずして、サービス提供者より直接提供を受けてはならず、またそのような提供をサービス提供者へ求めてはなりません。

(個人情報の保護・保持)

第9条

1. 当社及び加盟店は、本サービス契約に関連して知り得た一切の個人情報(「個人情報の保護に関する法律」で定めるものをいう)を、個人情報の保護に関する法律及びその他の適用法令、ガイドライン、指針等を遵守するとともに、自己の定めるプライバシーポリシー等に従い厳重に管理し取り扱うものとします。
2. 加盟店は、個別サービスに関連して取得した顧客その他の第三者の個人情報がある場合、これを顧客の許諾した目的の範囲を超えて保有し又は利用してはなりません。
3. 当社は、第2条4項に従いサービス事業者に対し個人情報を含む必要な加盟店の連絡先等の情報を提供します。また、加盟店が当社に提供した顧客情報その他の情報、データを、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、第三者との共有を含む利用及び公開することができるものとします。加盟店は、当社に個人情報を提供する場合、予め顧客又は本人から適切な同意を取得するなど、本条第1項に従った措置を講ずるものとします。
4. 当社は、本サービスの運営・提供等にかかる業務のため、利用者情報を含む各種データ、端末ログを収集します。収集するデータは個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、加盟店はこれに異議を唱えないものとします。

(守秘義務及び目的外使用の禁止)

第10条

1. 加盟店は、本契約の履行上知り得た当社の業務上の秘密に関する情報(以下、「秘密情報」という)を、本サービス契約の有効期間中はもちろん、終了後においても、第三者へ開示・漏洩し又は本サービスの利用の目的以外に使用してはならないものとします。ただし、法律、規則又は政府若しくは裁判所の命令等により開示を義務付けられた情報に関してはこの限りではありません。

2. 前項にかかわらず下記の情報は秘密情報に該当しないものとします。

- (1) 開示の時に既に公知であった情報
- (2) 開示の時に既に受領者が適法に保有していた情報
- (3) 開示後、受領者の責めによらず公知となった情報
- (4) 秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
- (5) 秘密情報の受領者が独自に開発した情報
- (6) 当社が秘密でない旨明示して開示した情報

(契約終了時の取扱い)

第11条

1. 理由の如何を問わず本サービス契約が終了した場合、又は加盟店と当社が別途締結しているC&S決済サービスの利用にかかる契約が終了した場合、加盟店はその時点をもって本サービスが利用できなくなるものとします。
2. 前項の場合、加盟店はその時点で存続している個別サービス契約に基づく個別サービスの利用権を失うものとし、これについて当社は一切責任を負いません。

(解除)

第12条

加盟店が本規約の条項の一に違反し、当社の催告後相当期間経過後もこれが是正されない場合、当社は、本契約の全部又は一部をなんらの催告を要せず解除することができるものとします。また、加盟店が次の各号の一に該当した場合、当社は、本サービス契約の全部又は一部を何らの催告を要せず解除することができるものとします。

- (1) 本サービス又は個別サービスの利用料の支払いを怠ったとき
- (2) 第三者から差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受けたとき
- (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (4) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算若しくはこれに準ずる法的手続の申立を受け、又はこれらの申立を自らなしたとき
- (5) 事業の停止若しくは廃止又は解散決議をしたとき
- (6) 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき又は自ら振出、保証、裏書、引受をした手形若しくは小切手が不渡となったとき
- (7) 株主構成の変更又は役員の変動により、実質的支配関係が変化したとき
- (8) 合併、会社分割、事業譲渡又は組織変更を行ったとき
- (9) 重大な契約違反又は背信行為があったとき
- (10) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (11) その他本契約の継続を困難とする事由が発生したとき

(契約期間及び契約終了後の処理)

第13条

1. 本サービス契約の有効期間は、締結日から1年間とし、期間満了の30日前までにいずれの当事者からも更新しない旨の書面による意思表示のない限り、自動的に満了日から1年間更新されるものとし、以後についても同様とします。
2. 当社及び加盟店は、前項の有効期間中であっても、60日前までの書面による通知をもって本サービス契約を解約すること

ができます。

3. 本サービス契約の終了後においても、第4条(サービス利用料)、第5条(権利の帰属)、第9条(個人情報保護・保持)、第10条(守秘義務及び目的外使用の禁止)、本項、第14条(非保証・免責)、第15条(損害の賠償)及び第19条(管轄裁判所)についてはなお効力を有するものとします。

(非保証・免責)

第14条

1. 本サービスは現状有姿で提供されます。当社は、本サービスの正確性、完全性、商品性及び加盟店における特定の目的への適合性、ならびに遅延、動作不良、エラー等の不具合の無いことその他、何らの保証を提供するものではありません。また、当社は本サービスについて契約不適合責任及び保証責任を負うものではなく、加盟店が本サービスを使用した結果及び使用できなかったことによる結果について責任を負いません。
2. 本サービスに何らかの不具合が生じた場合、当社はその裁量において、商業上合理的な範囲でこれを解消するよう努めます。本サービスの不具合にかかる当社の責任はこれを全てとし、当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、加盟店に生じた損害を賠償する責任を負いません。
3. 個別サービスにかかる保証は、個別サービス契約に基づき、サービス事業者から加盟店に対して直接提供されます。当社は、加盟店及びその他第三者に対して、サービス事業者及びアプリの提供する個別サービスについて何らの保証をするものではなく、加盟店及びその他第三者とサービス事業者の間で訴訟その他の紛争が生じた場合も、当社は何らの責任を負いません。

(損害の賠償)

第15条

当社及び加盟店は、本規約の各条項に違反し又は自らの責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、相手方が被った損害(訴訟費用及び合理的な専門家費用を含む)を賠償するものとします。ただし、本規約において当社の責任が明示的に免除されている場合においてはこの限りではありません。

(法令等の遵守)

第16条

当社及び加盟店は、本規約の定めに従うほか、法律、政令、

条例等適用されるすべての法規範及び監督官庁の指示・指導等を遵守するものとします。

(権利等の譲渡・担保の禁止)

第17条

加盟店は、予め当社の書面による承認を得ないで、本契約に基づく権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはなりません。

(反社会的勢力排除)

第18条

当社及び加盟店は、自己(自己が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者を含む)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。当社又は加盟店がかかる表明保証に反する場合、相手方は何ら催告を要せず本契約を解除することができるものとし、かかる解除により被解除当事者に損害が生じた場合であっても、これを賠償する責を負わないものとします。

(管轄裁判所)

第19条

本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本規約の変更)

第20条

1. 当社は、予め変更後の内容を通知又は公表することをもって、本規約を変更することができるものとします。
2. 当社は、本規約の内容の重大な部分についての変更を行うときは、加盟店に対してその旨通知します。
3. 加盟店が規約変更の発行日以降も本サービスの使用を継続した場合、変更後の規約に同意したものとみなします。

(協議)

第21条

本規約に定めのない事項及び本規約の各条項について疑義が生じた場合には、当事者間で誠意をもって協議し解決を図るものとします。

以上